

入札説明書

国宝 興福寺五重塔 揚前工事

8 文保第 7 号

令和 8 年 5 月

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所

## 入札説明書

### 1 競争入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 特定建設工事共同企業体の資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）の出資比率等は、入札公告第2のとおりであること。

#### (2) 共同企業体構成員の資格要件

この工事の入札に参加しようとする共同企業体構成員の全ては、次の条件を全て満たしていること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に規定する経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 入札参加申込書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

エ 入札公告第2にこの工事の入札に係る設計業務の受託者が示されている場合は、次の（ア）又は（イ）に該当しないこと。

（ア）当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

（イ）代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

カ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

キ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

ク 平成30年6月7日以降に、県土マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部（森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1（<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>）に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食と農の振興部及び水循環・森林・景観環境部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。）が75点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。ただ

し、当該者又は当該構成員に対象となる工事实績がない場合は、75点以上とみなします。

### (3) 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
建築工事	① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 ② 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の免許を受けた者 ③ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力を有するものとして認定した者

## 2 入札参加申込書の作成・提出について

(1) 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

(2) 入札参加申込書は様式S0により作成してください。

(3) 入札参加申込書については、書面により提出してください。

(4) ア 提出期限 入札公告第3に掲げる日時

イ 提出場所 入札公告第3に掲げる場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法 郵送または持参。期限内に到着したもののみ有効

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係あてに送付または持参してください。

オ その他 入札参加申込書が期限内に提出された場合、入札参加申込書受理書を交付します（受理書はファックスにより送付します）。

受理書は入札公告第3に掲げる期日の翌々平日午後5時までにファックスで送付しますが、郵送したにもかかわらず、受理書の送付がない場合、下記に問い合わせ下さい（同日午後5時15分まで）。

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

電 話 0742-27-9865

## 3 技術提案書に関する事項

(1) 施工計画等の技術提案に関する事項を評価項目とし、具体的には次のとおりです。

ア 技術提案に係る項目について

入札公告第4に記載のとおり

イ 企業の施工実績等について

(ア) 工事成績評定点

奈良県県土マネジメント部が発注した工事のうち、予定価格が3,000万円以上の建築工事等（建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含みます。以下同じ。）であって、かつ、元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）として施工し、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した全ての工事における工事成績評定点の平均値。

ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における建築一式工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準（予定価格がA等級であったときは3,000万円以上、B等級であったときは1,000万円以上の工事に限ります。）に基づいた入札で受注し、過去5年間（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成し、かつ、引渡し完了した工事の

工事成績評定点についても評価の対象とします。

なお、自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事は除きます。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(イ) 表彰

過去4年間（令和4年4月1日から令和8年3月31日までに完成し、かつ、引渡し完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限ります。）における国土交通省近畿地方整備局の建築工事等（空港港湾関係を除きます。）に対する優良工事等施工者（工事施工者）表彰（局長、事務所長）、優良工事等施工者（技術開発）表彰、優良工事等施工者（安全対策）表彰、優良工事等施工者（現場環境向上）表彰及びコンクリート構造物品質コンテストの表彰、並びに奈良県の建築工事等に係る優良工事表彰（地域デザイン推進局長、県有施設営繕課長等）の有無。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(ウ) ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得

本社、工場等、当該工事関係部署の全てにおけるISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証取得の有無。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(エ) 配置予定技術者の実績又は専任補助者（現場代理人）の実績

国、奈良県、その他の地方公共団体、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条及び同施行令（平成13年政令第34号）第1条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含みます（当該事実が奈良県で確認できるものに限ります）。以下同じ。）又は公共法人（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する別表第一に掲げる法人とします。以下同じ。）が発注した同種工事（入札公告第7に記載しているもの。以下同じ。）であって、過去15年間（平成23年4月1日から本工事の公告日まで）に元請（共同企業体の構成員として請負った工事を含みます。）の主任技術者、監理技術者、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）又は現場代理人（同種工事の施工時に資格未取得者）として、完成し、かつ、引渡し完了した施工経験の有無。

共同企業体の代表者の配置予定技術者（専任補助者を配置する場合は共同企業体構成員のいずれかにおける現場代理人）のみ採点します。

(オ) 地域精通度

この工事の実施市町村又はこの工事の実施市町村を管轄する土木事務所管内における落札者決定基準に記載の建設業許可を受けている本店または営業所の有無。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(カ) 社会・地域貢献

国土交通省近畿地方整備局又は奈良県との間における災害協定締結の有無。

共同企業体構成員ごとに採点し、出資比率による加重平均値とします。

(2) 評価の基準

評価基準及び配点は落札者決定基準のとおり。

(3) 技術提案書（事前）の提出者に対する適否の通知

技術提案書（事前）の適否の審査結果については、入札公告第3に記載の期日までに書面により通知します。

(4) 技術提案書（事前）の適否に関する理由の説明

入札参加を認めない旨の通知を受けた者は、入札公告第3で指定する期日までに入札公告第3に指定する場所へ書面を提出することにより、その理由について説明を求めることができます。

- (5) (4)により説明を求められたときは、入札公告第3に記載の期日までに、説明を求めた者に対し書面により回答します。

#### 4 技術提案書（事前）の作成等

- (1) 入札参加者は、技術提案書（事前）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事前）」といいます。）を次の表により提出して下さい。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書等提出書（事前）（様式8-6から8-7のうち、所定の様式）</li> </ul>
	上記様式に添付すべき書類
提出方法及び提出先	<p>書留郵便に限ります。</p> <p>この場合において、封筒に〈開札日〉、〈工事名〉、〈工事番号〉及び「技術提案書在中」と朱書きし、奈良県地域創造部 文化財保存事務所長あてとして入札公告第3で指定する提出期限までに入札公告第3で指定する場所へ到着するようにしてください。</p>
作成・提出に係る費用	提出者の負担

- (2) 技術提案書等提出書（事前）は別記様式8-6から8-7の所定の様式により作成してください。

- (3) 競争入札参加資格確認資料のうち特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書（様式S2）及び当該資料参考様式で示す共同企業体の代表者に対する委任状は、技術提案書（事前）に同封の上、提出してください。

#### (4) その他

ア 提出された技術提案書等（事前）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事前）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事前）の提出期限後における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書等（事前）の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過したときをもって辞退したものとみなします。

#### 5 技術提案書（事後）の作成等

- (1) 開札後、入札公告第5の1に該当する者は、技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）を次の表により提出して下さい。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案書等提出書（事後）（様式7）</li> <li>・企業の施工実績（工事成績評定点）（様式9）</li> <li>・企業の施工実績（表彰）（様式10）</li> <li>・ISO9000シリーズ、ISO14000シリーズ認証取得（様式11）</li> <li>・配置予定技術者の実績（同種工事の施工経験）（様式12）</li> <li>・地域精通度（本店（または営業所）の所在地）（様式13）</li> <li>・社会・地域貢献（災害協定の締結）（様式14）</li> </ul>
	上記様式に添付すべき書類
提出方法及び	持参に限ります。



リンズ竣工登録（登録内容確認書（工事实績））の全て（登録内容確認書がない場合や登録内容確認書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、金抜設計書、図面（表題欄に記載があるものに限り。））、施工計画書、現場組織図の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限り。）で、施工年度、事業名、路線河川名、工区名、工事番号など同一工事の関連資料であると確認できるもの）を添付してください。

また、現場代理人（同種工事の施工時に資格取得者）としての実績を記載する場合は、同種工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有しながら、現場代理人を務めたと判断できる必要最低限の資料（監理技術者資格者証、合格証明書、免許証、登録証等の写し）を添付してください。

なお、配置予定技術者に同種工事の施工実績がなくとも、実績のある専任補助者を現場代理人（現場常駐）で配置する場合、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば、専任補助者（実績ある現場代理人）を評価対象とすることができます。その場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢を様式12に記載するとともに、専任補助者の氏名及び評価の対象となる同種工事の概要を記載し、その工事の実績が的確に確認できる必要最低限の資料を添付してください。

また、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置予定技術者を配置し、同種工事の実績のある専任補助者（現場代理人）を配置する場合は、配置予定技術者の氏名及び年齢が満45歳以下であることが的確に確認できる資料（監理技術者資格者証、運転免許証、健康保険証等）の写しを添付してください。

なお、競争入札参加資格確認資料様式S6で提出する配置予定技術者については、当該技術提案書様式12で提出する配置予定技術者と同一の技術者でなければなりません。また、専任補助者を伴う配置技術者を配置する場合は、競争入札参加資格確認資料様式S8で提出する現場代理人については、当該技術提案書様式12で提出する専任補助者と同一の技術者でなければなりません。

配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者（現場代理人）の実績において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者（専任補助制度を活用しない場合）又は専任補助者（現場代理人）を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置してください。ただし、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置技術者を配置してください。満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者（現場代理人）が配置技術者を兼務してください。

(6) 本店または営業所の所在地を共同企業体構成員ごとに様式13に記載してください。

なお、本店または営業所の所在地は、本工事の公告日時点での住所とします。

(7) 国土交通省近畿地方整備局又は奈良県との間の、この工事の公告日時点における災害協定の締結の有無について、共同企業体構成員ごとに様式14に記載の上、当該協定が締結されている場合は、災害協定の締結が的確に判断できる資料（協定書の写し等）を添付してください。入札参加者の所属する団体組織が国土交通省近畿地方整備局又は奈良県と災害協定を締結している場合は、当該団体組織が発行する証明書（入札参加者がこの工事の公告日以降で当該団体組織に所属している旨の証明書等）も併せて添付してください。

(8) 提出された技術提案書等（事後）を確認した結果、別記様式7（技術提案書等提出書（事後））に記載の申告点数に誤りがあった場合の評価については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 別記様式7（技術提案書等提出書（事後））に記載された各評価（審査）項目における点数が、過大評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について適切な点数に修正の上、評価します。

イ 別記様式7（技術提案書等提出書（事後））に記載された各評価（審査）項目における点数が、過小評価されていた場合は、当該評価（審査）項目について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）

(9) 技術提案書等（事後）を確認した結果、落札候補者の技術評価点に変更となった場合は、発注者が評価した技術評価点に基づき評価値を算出します。

なお、評価値の最も高い者に変更となった場合は、再度、最も評価値が高い者を落札候補者として、評価値の最も高い者が決定するまで入札公告第5及び第6に定める規定を繰り返します。

(10) その他

ア 提出された技術提案書等（事後）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じて技術提案書等（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

## 6 競争入札参加資格の確認

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第1の6で示す調査基準価格の110分の100に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出してください。

対象書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争入札参加資格確認申請書（様式S1-1）</li> <li>・設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面（様式S3-2）</li> <li>・配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式S6）</li> <li>・現場代理人報告書（様式S8）</li> </ul>
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	提出先17の(1)のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

※ 特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書（様式S2）及び共同企業体の代表者に対する委任状は、技術提案書（事前）に同封の上、提出してください。

(2) 競争入札参加資格確認申請書等の作成等

ア 競争入札参加資格確認申請書は様式S1-1により作成してください。

イ 競争入札参加資格確認資料は下記（ア）から（ウ）のとおりとし、次に従い作成してください

なお、（ア）及び（イ）については、共同企業体構成員ごとに作成してください。また、（ウ）については、共同企業体構成員のいずれかにおいて作成してください。

(ア) 設計業務受託者との関連及び経営事項審査結果等を示す書面

入札公告第2の5に定める設計業務受託者との関連及び経営事項審査の審査基準日（共同企業体の代表者及び入札公告第2の3の(2)の共同企業体構成員については、入札公告第2の3に定める総合評定値を含みます。）を様式S3-2に記載してください。また、

総合評定値通知書の写しを添付してください。

(イ) 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

入札公告第2の6に掲げる資格があることが判断できる配置予定技術者の資格及び従事経験を様式S6に記載してください。また、1の(3)の配置予定技術者の資格を証する書面の写し及び3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し(表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面)を添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者のうち、共同企業体の代表者の配置予定技術者については、技術提案書様式12で提出した配置予定技術者から選任しなければなりません。

(ウ) 現場代理人報告書

入札公告第2の7に掲げる条件を満たす配置予定の現場代理人を様式S8に記載してください。また、3か月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。

なお、様式S6で提出する配置予定技術者が専任補助者を伴う場合は、当該配置予定技術者に係る技術提案書様式12で提出する専任補助者から選任しなければなりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

(4) 競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、登録業種・等級及び本店の所在地に関する条件については、入札参加申込書の提出時においても確認を行うものとします。

(5) その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限(追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限)後における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

## 7 入札の手続

(1) 入札書は郵便により提出すること。

郵便は書留としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「開札日、工事名、工事番号及び入札書在中」と記載するとともに、中封筒に入札書と工事費内訳書及び配置予定技術者等申告書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県地域創造部 文化財保存事務所長あての親展として、入札公告第3に定める期日までに、次に示す場所へ到着するようにしてください。期日までに到着したもののみが有効です。

<送付先> 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県 地域創造部 文化財保存事務所長

(2) 開札の日時 入札公告第3に掲げる期日

(3) 開札の場所 入札公告第3に掲げる場所

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、または取り消すことはできません。

(5) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札書には、所定の様式による工事費内訳書を同封してください。

(7) 工事費内訳書には、示された全項目に金額を明示し、共同企業体の名称、工事番号、工事名、商号又は名称及び所在地を記載してください。

(8) 入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過したときをもって辞退したものとみなします。

(9) 入札書に記載する金額は技術提案書で評価された内容を反映していなければなりません。

## 8 入札保証金の納付等

この工事の入札に参加しようとする者は、その見積る契約金額（消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税込みの金額をいいます。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。）第4条第2項第1号から第6号までに掲げるもの（以下「国債その他の有価証券等」といいます。）の提供又は銀行若しくは知事が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除きます。）をいいます。以下「銀行等」といいます。）の保証の提供をもって入札保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社との間に知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者又は金融機関等（銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいいます。以下同じ。））と契約保証の予約をした者は、入札保証金の納付を免除します。

### (1) 入札保証に係る書類の提出

ア 提出期間 令和8年5月29日（金）から令和8年7月10日（金）の午後4時まで（県の休日を除きます。）

イ 提出場所 17の（1）に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便によります。

（ア）持参による場合

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除きます）。

（イ）郵便による場合

郵便は書留郵便に限ります（期限までに到着したものののみ有効とします）。

封筒の表に『<共同企業体名称>、<開札日>、<工事名>、<工事番号>及び「入札保証に係る書類在中」』を朱書きし、奈良県地域創造部文化財保存事務所長あての親展としてください。

### (2) 入札保証に係る書類の作成等

ア 入札保証に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。また、理由の如何にかかわらず、入札保証に要する費用は返却しません。

イ 入札保証に係る書類については、案件が特定できるように<工事名>及び<工事番号>の両方を記載するようにしてください。また、<共同企業体名称>も記載するようにしてください。

ウ 保証期間又は保険期間は、入札保証に係る書類の提出日から令和8年10月30日（金）までを含むものであることを要します。

エ 複数の入札保証による納付等は認めません。

オ 一度受領された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額

等の変更を一切認めません。ただし、開札の結果、奈良県県土マネジメント部低入札価格調査制度に係る調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者であって、契約保証の予約をしたことにより入札保証金の納付を免除されたものについては、契約保証の予約に係る保証金額の増額変更を行う変更契約保証予約証書の提出を求めることがあります。

カ 入札保証について、次の表に定めるものを満たさない者の行った入札は無効とします。

1 未納付であると認められる場合	(1)	入札保証の全部又は一部が納付されていない場合
	(2)	他の工事の入札保証である場合
	(3)	入札保証が特定できない場合
2 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)	入札保証の記載が全くない場合
	(2)	押印が欠けている場合
	(3)	様式を満たしていない場合
3 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	入札案件名に誤りがある場合
	(3)	納付者名に誤りがある場合
4	その他未納付又は書類に不備がある場合	

(3) 入札保証金の納付等に関する問い合わせ先

17の(1)に同じ。

なお、入札保証金の納付又は国債その他の有価証券等の提供による場合については、所定の手続に日を要しますので、令和8年6月10日(水)までに連絡してください。

(4) その他

落札者が契約を締結しない場合には、契約規則第11条の規定に基づき、入札に係る損害賠償を求めるものとします。

## 9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (5) 奈良県における競争入札参加資格を有する者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

## 10 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書の内容が適正である者のうち、入札公告第7の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

ただし、落札者の決定については一時保留し、技術提案書(事後)の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を書面により通知します。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県地域創造部低入札価格調査制度に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、提出期限までに書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地

奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係

#### 11 工事費内訳書に関する事項

- (1) **工事費内訳書**は、レベル1の工事区分、レベル2の工種ごとに金額を明示し、「**所在地**」、「**商号又は名称**」、「**工事名**」、「**工事番号**」及び「**工事場所**」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) **工事費内訳書**は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オの場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
- ア 工事費内訳書を提出しない場合
- イ 入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合
- ウ 工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合
- エ 工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合
- オ その他記載内容に不備がある場合

#### 12 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る前金払いの割合は、請負代金額の10分の2以内となります。
- (2) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者との契約に係る契約保証金の額及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、請負代金額の10分の3以上となります。また、契約保証金を支払わない場合及び契約保証を受けられない場合は、契約は締結できません。
- (3) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (4) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、「県土マネジメント部土木工事重点監督実施要領」第7条に基づく品質管理を実施することとします。
- (5) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める工事期間の始期（着工日）が変更となることがあります。

#### 13 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

#### 14 技術者の変更

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

#### 15 別に配置を求める技術者

- (1) 調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合においては、入札公告第2の6で定める技術者と同様の要件を満たす者を、入札公告第2の6で定める技術者とは別に、専任で1名現場に配置してください。

- (2) この技術者は、施工中は、入札公告第2の6で定める技術者を補助し、入札公告第2の6で定める技術者と同様の職務を行うものとします。
- (3) この技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を入札公告第2の6で定める技術者の通知と同様に文化財保存事務所長に通知してください。

16 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

17 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 入札参加申込書、競争入札参加資格の確認及び入札を担当する部課等の名称、所在地等  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県 地域創造部 文化財保存事務所 事業係  
電話：0742-27-9865
- (2) 技術提案書等に関する問い合わせ先  
同上